

荷待ち時間の記録義務付けについて

☆☆☆ トラック事業者の方へのお知らせ ☆☆☆

トラックドライバーの長時間労働を改善し、輸送の安全の確保を図るため、平成29年7月から、荷主の都合により30分以上の荷待ち時間が生じた場合に、荷待ち時間等を記録することが義務付けられました。

○ 改正の概要

車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックについては、これまでもドライバーの氏名や乗務開始・終了の地点・日時等の記録に加え、貨物の積載状況について記録が必要でしたが、今後は、以下の事項についても記録することが必要です。

- (1) 集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)
- (2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
- (3) 集貨地点等に到着した日時
- (4) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- (5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
- (6) 集貨地点等から出発した日時

上記の記録については、電磁的な方法を含め手段は問いません。

※記録は1年間保存する必要があり、コンピュータ等電磁的に記録したものについては、データの読み出し、ディスプレイへの表示、紙面への出力等が可能である必要があります。